

サプライヤーガイドライン
株式会社ニッスイ



サプライヤーの皆様へ

ニッスイグループは、サプライヤーの皆様のご協力のもと、水産物や農・畜産物など豊かな自然の恵みを活かし、安全で安心な価値ある商品を、世界中のお客様にお届けしています。

サプライヤーの皆様のご協力に対し、改めて感謝申し上げますとともに、引き続き社会からの信頼を得られるようニッスイグループへのご協力をお願い致します。

ニッスイグループでは、これまで法令遵守を徹底しサプライチェーンを含めて違法な取引の排除に努めて参りましたが、お客様を含む様々なステークホルダーの方々からは、より強く社会的責任・倫理規範に基づく行動が求められるようになりました。商品の安全性や品質のみならず、農産物では栽培地域や栽培方法、水産物であれば漁獲海域や漁獲方法など収穫や漁獲において、持続可能性の確認が必要となります。さらに品目に関わらず、サプライチェーンの全ての段階における人権配慮の確認が求められるようになってきました。

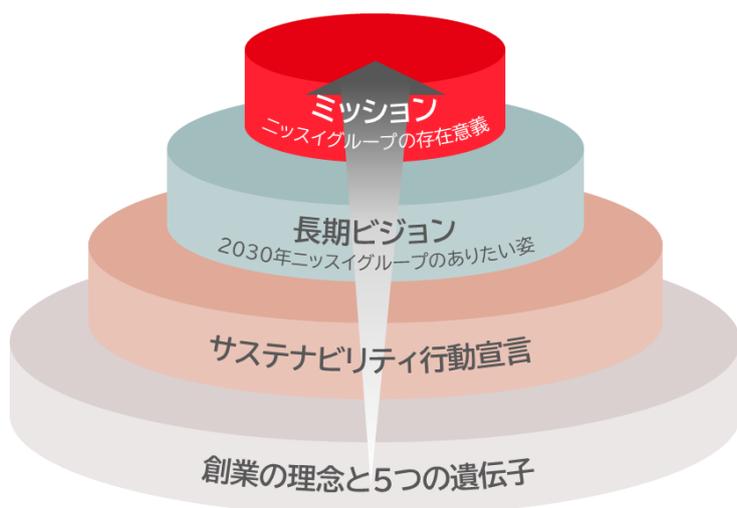
サプライチェーンに関わる企業の中から、社会からの信頼を損なう事象が何か1つでも発生すると、それが消費者や小売業の皆様の不信感に繋がり、不買運動や取引停止に繋がる可能性もあります。その場合には、当事者のみならずサプライチェーン上全ての企業に影響が及ぶことを認識しなければなりません。

私たちは、世界中から多種多様な原材料を調達・加工して商品を生産しています。これがお客様の手に渡るまでの全ての行程で、社会からの要請に応える必要があります。そして、人も、社会も、環境も、その全てが持続可能であることを実現していきたいと思っています。それがニッスイグループとしての存在意義に繋がり、社会に貢献でき、お客様から信頼を得られる企業であることだと思っています。

2016年3月には、持続可能な社会の実現に向けて各ステークホルダーに対する『サステナビリティ行動宣言』を制定しました。さらに、人権が事業活動の基盤にあるという認識のもと『ニッスイグループ人権方針』を、サプライヤーの皆様と信頼関係に基づく調達の推進に向けて『ニッスイグループ調達基本方針』を制定し、これらの方針に則り事業活動を行っています。

今回新たに作成したこのサプライヤーガイドラインは、サプライヤーの皆様と共に事業活動を正しく継続的に進めていく為、ご協力をお願いする内容としてまとめています。是非とも、ニッスイグループが目指す持続可能な調達への取り組みにご理解いただくとともに、サプライヤーガイドラインの順守に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

経営方針



ミッション

私たちを突き動かすもの。
それは「人々により良い食をお届けしたい」という志。
海で培ったモノづくりの心と未知を切り拓く力で、
健やかな生活とサステナブルな未来を実現する
新しい“食”を創造していきます。

長期ビジョン(2030年ありたい姿)

「Good Foods 2030」

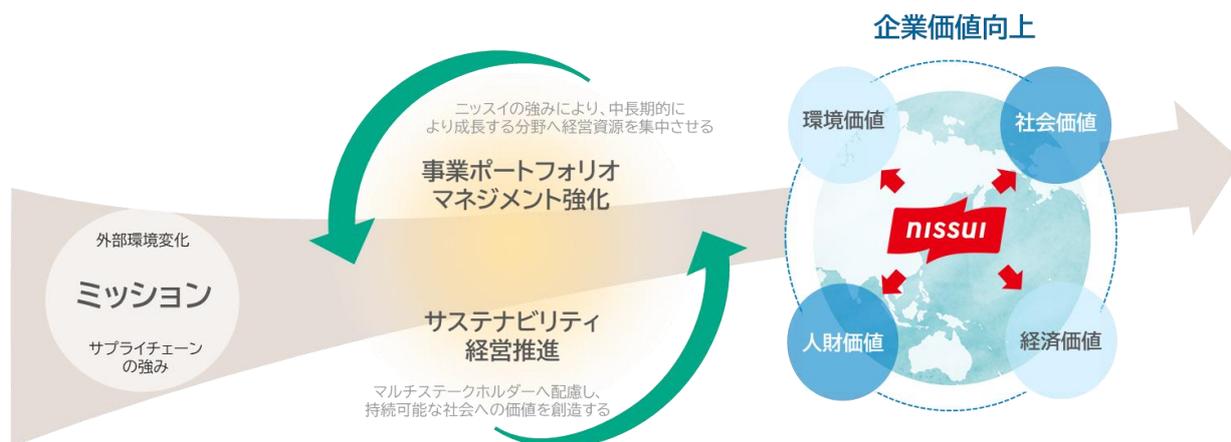
人にも地球にもやさしい食を世界にお届けする
リーディングカンパニー

サステナビリティ行動宣言(P4)

創業の理念

水の水道におけるは、
水産物の生産配給における理想である。

海洋資源は世界到る処でこれを求め、できるだけ新鮮な状態
で貯え、世界各市場にいわば水道の鉄管を引き、需要に
応じて市価の調節を図りつつこれを配給する。
水産物も配給上の無駄を排しできるだけ安価に配給を図
り、その間一切不当な利益を要求すべきではない。



長期ビジョン「Good Foods 2030」の達成に向け、マルチステークホルダーへ配慮して持続可能な社会への価値を創造する“サステナビリティ経営”を推進します。

サステナビリティ行動宣言

私たちニッスイグループは、地球や海に感謝し、創業時より受け継ぐ5つの 遺伝子(使命感、イノベーション、現場主義、グローバル、お客様を大切にする)から多様な価値を創造し、事業を通じて社会の課題解決に取り組みます

お客様

- ・私たちは、安全・安心で、お客様にとって価値ある品質の商品をお届けします
- ・私たちは、海の恵みを活かし、イノベーションにより、食の美味しさや楽しさと健やかな生活をお届けします

従業員

- ・私たちは、高い倫理観を持ち、社会規範に則って行動し、より信頼される企業を目指します
- ・私たちは、多様な価値観や個性を尊重し、互いを磨き合う中でチームワークの発揮により成長し続けます

ビジネスパートナー

- ・私たちは、ビジネスパートナー との公正で公平な関係を維持します
- ・私たちは、ビジネスパートナーと相互の信頼関係を築き、共に持続可能な社会を目指します

環境

- ・私たちは、環境負荷の低減および自然環境と生物多様性の保全に努めます
- ・私たちは、地球や海の恵みを受けて事業を営んでいることを心にとめ、資源の持続的な利用に努めます

株主

- ・私たちは、株主への情報開示に努め、健全で透明な経営を行います
- ・私たちは、安定的に成長し続けることで企業価値を高め株主への適正な還元を行います

社会

- ・私たちは、ニッスイグループの知見や技術を通じ、地域社会の発展と次の世代の育成に努めます
- ・私たちは、世界各地の文化や習慣を尊重し、事業の発展とともに地域社会に貢献します

【制定日】2016年3月22日

ニッスイグループ人権方針

ニッスイグループは、水産資源の持続的利用と地球環境の保全に配慮し、自然の恵みから多様な価値を創造し、健康とおいしさを世界の人々にお届けしています。私たちの事業にかかわる全てのサプライチェーンにおいて、人権は最優先に尊重されるべきであることを認識し、この責任を果たすよう努めます。

人権の尊重

ニッスイグループは、「国際人権章典」および「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」に記された人権を支持し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、実践に向けて取り組みます。また、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際的な人権原則を尊重するための方法を追求します。

適用範囲

本方針は、株式会社ニッスイおよびそのグループ会社の全役員、従業員に適用します。また、ニッスイグループのサプライヤーを含むビジネスパートナーに対しても本方針を支持し、人権尊重に努めていただくよう求めます。

人権デューデリジェンス

ニッスイグループは、事業活動における潜在的または実際の人権リスクを特定し、そのリスクの防止または軽減するための仕組みを構築し、継続的に実施します。

教育

ニッスイグループは、事業活動を通じて本方針が効果的に実行されるよう、役員・従業員に対し定期的に研修・教育を行います。

ステークホルダーとの対話

ニッスイグループは、人権に対する潜在的および実際の影響に対する措置について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

救済

ニッスイグループが、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その救済に取り組みます。

情報開示

株式会社ニッスイは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況について、当社のウェブサイト等で情報を公開します。

体制整備

ニッスイグループは、本方針の実行に責任を持つ責任者を明確にし、人権を尊重した事業活動の推進体制を整備します。

【制定日】2020年9月10日

ニッスイグループ調達基本方針

私たちニッスイグループは、創業の理念に基づき、「地球や海の恵みに感謝し、5つの遺伝子から多様な価値を創造し、事業を通じて社会の課題解決に取り組む」ことを宣言しています。

そこで、原料等の調達においてもステークホルダーの期待に応え、社会貢献に寄与できるよう、サステナビリティ行動宣言を踏まえて「ニッスイグループ調達基本方針」を策定しました。

私たちニッスイグループは、本方針に従って、お取引先のご理解とご協力、ご支援を仰ぎながら、信頼関係に基づく調達を推進してまいります。

1. 調達原則

1. お取引先は、品質、コスト、デリバリー、サービスを総合的に勘案し選定します。
2. 新たなお取引先に対しては、等しく門戸を開放します。
3. 規格保証書の入手と相見積もりにより、適正な品質、価格で取引を行います。
4. 安全性の担保と品質の向上を前提としたコストダウンを積極的に推進します。

2. 遵法・調達倫理

1. 日本や関係各国の法令・ルールや社内規則を遵守します。
2. お取引先と交わした契約を誠実に履行します。
3. お取引先から知り得た情報の重要性を理解し、機密を保持します。
4. 公正・公平な対応、透明性の高い手順によってお取引先との信頼関係を築きます。
5. 不適切な利益供与や受領等の不正行為を排除します。

3. 環境配慮

1. 地球や地域の環境保全に配慮されている原料等の調達を推進します。
2. 原料等の調達では、持続可能性、生物多様性、生態系の維持に配慮されていることの確認に努めます。
3. 資源、エネルギー等の循環利用に配慮されている原料等の調達に努めます。

4. 人権配慮

1. 強制労働、児童労働、従業員の非人道的扱いに関わる原料等でないことを要請します。
2. 従業員の連携の自由を尊重し、差別のない職場から供給される原料等の調達に努めます。
3. 労働安全、衛生管理が適切な職場から供給される原料等の調達に努めます。

5. お取引先との協働

1. 重要なビジネスパートナーとしてお取引先と密接に協働します。
2. お取引先に本調達方針をご理解いただき、ご支援とご協力を仰ぎます。
3. お取引先からの様々なご提案については、真摯に検証、検討します。

【制定日】2017年8月28日

目次

サプライヤーの皆様へ	2
経営方針	3
サステナビリティ行動宣言	4
ニッスイグループ人権方針	5
ニッスイグループ調達基本方針	6
本ガイドラインの目的	8
適用範囲	8
タイムライン	8
I.法令順守	9
II.人権の尊重	10
1. 人権尊重の仕組みづくり	10
2. 強制労働の禁止	10
3. 児童労働の禁止、若年労働者の雇用	10
4. 結社の自由	11
5. 差別の禁止	11
6. 雇用	11
7. 適切な賃金	12
8. 労働時間及び休日	12
III.安全と健康	13
1.緊急時の備えと対応	13
2.職場環境	13
3.寮／社宅	13
4.従業員の心身の健康	14
IV.環境への配慮	15
1.水・廃棄物・温室効果ガス・エネルギー等	15
2.農・畜・水産物の調達	15

本ガイドラインの目的

このサプライヤーガイドラインは、株式会社ニッスイ及び国内ニッスイグループ企業の商品について、社会の期待とお客様の安心を担保するために必要となるサプライチェーンへの要請事項をまとめています。

また、サプライヤーの皆様が本ガイドラインに則って継続的に事業を行うことにより、御社をはじめ、さらに川上のサプライチェーン上の企業にも多くの雇用を生み出すことが期待されます。そして、そこで働く従業員とその家族の生活が保障され、持続可能な社会の形成に繋がることをご理解いただき、確実な実行をお願いいたします。

もし、御社の意思・意向に沿わず、本ガイドラインに反する事象が発生した場合には、できるだけ速やかにご相談ください。ともに考え、より良い解決の方向を見つけるため、私たちも協力いたします。

適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、株式会社ニッスイ及び国内ニッスイグループ企業のサプライヤーです。

一次サプライヤー(株式会社ニッスイ及び国内ニッスイグループ企業に原材料や製品を納入いただく企業、製造委託先を含む)の皆さまにおかれましては、本ガイドラインを活用し、サプライチェーンを構成するお取引先への展開も含め、積極的な取り組みをお願いいたします。

タイムライン

本ガイドラインは「早急に実施いただきたい事項」と「実施いただきたい事項」に分類されており、それぞれ改善実施期限を設けています。

「早急に実施いただきたい事項」に記載された項目が未履行である場合、6か月以内に、「実施いただきたい事項」に記載された項目が、未履行である場合には、36か月以内に実施いただきたくお願い申し上げます。

I. 法令順守

早急に実施いただきたい事項

- ・事業活動を行う各国の法令を順守する。
- ・国際貿易に関連する法令(制裁措置、輸出規制、報告義務など)データ保護、機密保護およびプライバシー、知的財産権、独占禁止法、競争法を含め、すべての適用国際法および条例を順守する。
- ・不適切な利益供与や受領等の不正行為を行わない。
- ・政治・行政と健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金等を行わない。
- ・公正・公平な対応、透明性の高い手順によって業務を遂行する。
- ・取引先から知り得た機密を保持する。
- ・データ(労務関連、個人情報等)の改ざんや偽造を行わない。
- ・製品及びサービスの提供は、契約書に記載した内容を満たす。
- ・取引において不正行為を持ち掛けられた場合は株式会社ニッスイに報告する。

実施いただきたい事項

- ・記録類を保持し、製品の信頼性や透明性を守る。
- ・法令違反や本ガイドラインへの違反が疑われる場合に、従業員が通報できる仕組みを構築する。

II. 人権の尊重

1. 人権尊重の仕組みづくり

早急を実施いただきたい事項

- ・人権尊重を推進するための責任者を明確にする。

実施いただきたい事項

- ・人権ポリシーを策定し、従業員に周知し適用する。
- ・人権侵害を受けた際、従業員が通報できる通報窓口を設置し、通報者が不利益を被らないようにする。
- ・従業員に対し、人権尊重の教育を実施する。
- ・上流のサプライヤーに対して人権尊重の働きかけを実施する。

2. 強制労働の禁止

早急を実施いただきたい事項

- ・処罰の脅威によって強制され、また自らの意思により申し出たものでない全ての強制的な労働を行わせない。
- ・身分証明書、パスポートや ID、労働許可証、銀行通帳その他個人書類の預託を義務づけない。
- ・従業員が雇用主に借金がある場合でも、その返済を理由に退職を制限しない。
- ・従業員から適切な事前通知があれば、退職できるようにする。
- ・従業員を従わせたり支配したりするために、人権を否定するような手段(暴力、脅迫、処罰、監禁等)を使用しない。
- ・業務で使用する物品の使用料や補修費用を従業員の給与から差し引かない。
- ・正当な限度を上回る労働に繋がる生産目標を立てない。

3. 児童労働の禁止、若年労働者の雇用

早急を実施いただきたい事項

- ・各国の法令が定める最低雇用年齢に満たない人物または義務教育を修了する最低年齢に達していない人物を雇用しない。
(家族経営農場、親権者または後見人が所有し運営する漁船など、これらでの作業であり、且つ、教育を受ける機会を奪わない等の条件を満たす場合に限り、例外として認められる可能性がある)
- ・各国の法令で定める若年労働者に夜勤就労は行わせない。
(若年労働者の夜間労働は原則禁止だが、規制当局によって条件が異なり、労働者の訓練プログラムを行う場合等には例外として認められる可能性がある)
- ・各国の法令で定める若年労働者を雇用する場合、その業務は、肉体的、精神的、情緒的発達に害を及ぼすリスクがないものとする。

4. 結社の自由

早急に実施いただきたい事項

- ・従業員の労働組合結成や、団体交渉の権利を尊重する。
- ・従業員の組織的活動を禁じない。

実施いただきたい事項

- ・従業員の代表が、職場で代表としての職務を遂行できるようにする。
- ・労働者団体のメンバーが、脅迫、失業等の危険に晒されないようにする。

5. 差別の禁止

早急に実施いただきたい事項

- ・採用、給与、昇進、懲戒、解雇、退職を含む全ての雇用条件において、人種、皮膚の色、性別、宗教、障がい、年齢、国籍、種族、性的指向、HIV 保持、政治的見解、社会的グループ、国民的身分、社会的出身等に基づく一切の差別をしない。
- ・ハラスメント等、当事者にとって好ましくない、または客観的に見て好ましくないであろうと判断される一連の言動や行為を行わない。

6. 雇用

早急に実施いただきたい事項

- ・各国の法令で定められている記載事項を網羅する雇用契約書を作成する。
- ・勤務条件の詳細は求職者が理解できる言語で提供し、雇用契約書の内容と一致する。

実施いただきたい事項

- ・人材派遣会社・人材仲介会社に、労働者の権利を守ることを義務付ける。
- ・従業員が理解できる言語で雇用契約書を記載する。
- ・雇用契約書には従業員が自らの意思で署名する。
- ・署名入り雇用契約書のコピーを従業員に渡す。
- ・従業員を貯蓄制度に強制的に加入させない。
- ・採用が内定した者に対する業務に必要な教育は無償で実施する。
- ・正式な雇用前の見習い期間は最長 6 ヶ月とする。
- ・雇用する全従業員の名簿を整備する。

7. 適切な賃金

早急に実施いただきたい事項

- ・賃金に関する規定を作成し、各国の法令で定められている最低賃金以上を支払う。
- ・各国の法令により認められない賃金控除は行わない。
- ・賃金は所定の支払日に遅滞なく支払う。
- ・賃金に関して国籍や性別等を理由として不利に扱わない。

実施いただきたい事項

- ・賃金の計算は、透明性があり、かつ客観的である。
- ・各国の法令により義務付けられる福利厚生を提供する。
- ・第三者への送金は従業員主導で行う。

8. 労働時間及び休日

早急に実施いただきたい事項

- ・各国の法令で定められた限度を超えないように労働時間・労働日数を管理する。

実施いただきたい事項

- ・連続出勤日数は各国の法令基準を超えることのないようにする。
- ・時間外労働は合意のうえに行い、各国の法令に従って必ず補償される。

Ⅲ. 安全と健康

1. 緊急時の備えと対応

早急に実施いただきたい事項

- ・緊急時及び火災時の避難マニュアルを定め従業員に周知する。
- ・業務で発生しうる疾病や外傷に対応する緊急時の対策を準備する。
- ・業務による疾病や外傷に係る医療費や保険料は会社が負担する。
- ・非常口に向かう避難経路には遮るものがなく、ドアは施錠しない。

実施いただきたい事項

- ・職場(休憩場所や食堂を含む)には複数の避難できる出口を有する。
- ・定期的に避難訓練を実施する。

2. 職場環境

早急に実施いただきたい事項

- ・製造設備、機器類にはマシニングガードと非常停止機能を取り付け、日常的にメンテナンスを行い、正常に作動する状態を維持する。
- ・適切な照度、温度、湿度、換気、衛生設備を備える。
- ・高所(各国の法令で定められている以上の高さ)で業務を行う場合には、落下を防止する措置を講じる。
- ・防護具や工具等は良い状態で整える。
- ・飲用に適した水を備え、衛生的な職場環境を提供する。
- ・各国の法令に基づき受動喫煙防止対策を講じる。

実施いただきたい事項

- ・業務による疾病や外傷を防ぐための適切な処置を講じる。
- ・危険を防ぐため主要なリスクを特定・評価し、効果的に管理する。
- ・勤務開始前と以後、定期的に、作業手順の他、工具や機械、防護具の適切な使用方法を含む安全衛生トレーニングを実施する。
- ・安全衛生トレーニング実施後は記録に残す。
- ・業務による疾病や外傷が発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

3. 寮／社宅

早急に実施いただきたい事項

- ・居住従業員に出入りを制限しない。

- ・非常口へつながる経路(ドア、通路、階段)には遮るものがない。
- ・非常口のドアはスムーズに開閉し施錠しない。
- ・生活に必要な電気や水、トイレを備える。
- ・安全な建物で、メンテナンスが行き届いている。

実施いただきたい事項

- ・安全で複数の避難できる出口を有する。
- ・火災報知器を備える。
- ・十分な数の消火設備を備え、周囲には遮るものがない。
- ・その地に適切な冷暖房設備や換気システムを備え、メンテナンスを受けて正常に作動する状態を維持する。
- ・工場や製造エリアから完全に分離された場所にある。
- ・複数人が同一の部屋を使用する際には、鍵のかかる個人用ロッカーを備える。
- ・男性用と女性用は分け、プライバシーに配慮する。
- ・十分な休養がとれるスペースと寝具を用意する。
- ・清掃が行き届き衛生的である。

4. 従業員の心身の健康

早急に実施いただきたい事項

- ・各国の法令に基づき、健康診断およびメンタルヘルスチェックを受けさせ、その結果を本人に通知する。
- ・各国の法令に基づき、従業員が医療職等の面談・指導を受けられる体制を整える。

実施いただきたい事項

- ・心身に不調をきたす従業員には適切な措置を講ずる。
- ・従業員の心身の健康増進に繋がる施策を講ずるよう努める。

IV. 環境への配慮

1. 水・廃棄物・温室効果ガス・エネルギー等

早急を実施いただきたい事項

- ・水の使用や排水、廃棄物、温室効果ガス排出に関する各国の法令を順守する。
- ・温室効果ガス排出の削減に取り組む。

実施いただきたい事項

- ・プラスチックの使用は最小限に努める。
- ・エネルギー消費量を削減し、その利用効率の向上に努める。
- ・環境負荷削減に向け継続的な改善を実施する。

2. 農・畜・水産物の調達

早急を実施いただきたい事項

- ・IUU(違法・無報告・無規制)漁業により捕獲された漁獲物及び原材料は取り扱わない。
- ・漁業禁止区域または海洋保護区域で捕獲された漁獲物及び原材料を取り扱わない。
- ・保護区域および保護指定生息地で養殖された水産物及び原材料を取り扱わない。
- ・各国の法令で使用が禁止されている農薬(殺虫剤)・抗生物質を使用した農畜産物を取り扱わない。
- ・原生林を農産物の生産地に変えることや、森林破壊につながる活動に携わらない。

実施いただきたい事項

- ・原材料のトレーサビリティを確保することにより、資源の枯渇リスクの把握に努める。
- ・以下に示す農・畜・水産物を取り扱う。
 - ・生産過程で過剰な薬剤を使用していない。
 - ・生産事業所周辺の生態系に影響を及ぼさないように努めている。
 - ・家畜や養殖魚にとって快適性に配慮した条件下で飼育するように努めている。



まだ見ぬ、食の力を。

制定 2022年6月
改定 2022年12月